

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により一戸町から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成18年10月10日

二戸地方振興局長 田 山 清

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 薬王堂一戸店 二戸郡一戸町一戸字砂森56番2ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社薬王堂
- 3 一戸町から聴取した意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便の確保等

周辺に学校施設があるため、交通整理員等を配置するなど、登下校時の児童・生徒の安全対策を講じること。

(2) 防災・防犯対策への協力

ア 大規模災害等が発生した場合は、駐車場等を避難場所として使用させること。また、緊急時における物資等の提供を行うための協定について、締結要請があった場合は、必要な協力を行うこと。

イ 青少年の非行防止及び犯罪防止の観点から、施設内の監視等の措置を講じること。

備考 本公告に係る一戸町から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間二戸地方振興局企画総務部及び一戸町役場に備えておいて縦覧に供する。